

## 名古屋市障害者基本計画(第3次素案)抜粋 NO3

### (1) 相談支援体制の整備と充実

#### ① 地域における相談支援体制の充実

障害者が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けるためには、日常生活上生じる課題について、区役所や保健所はもちろんのこと、身近なところで相談や支援できる体制が必要です。そのため、特定及び一般相談支援事業の促進を図るとともに、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務等を行う障害者基幹相談支援センターを運営します。

#### 〈 特定及び一般相談支援事業の充実 〉

障害者等が地域の身近なところで相談や支援が受けられるよう、特定及び一般相談支援事業の量的・質的充実を図ります。



#### 〈 障害者基幹相談支援センターの運営 〉

全障害を対象として、福祉サービスを始めとする生活全般に関わる相談に対応する総合相談窓口としての機能を持つとともに、権利擁護や地域移行支援、相談支援事業者への専門的な指導等を行う障害者基幹相談支援センターを各区1か所で運営します。

#### 〈 多様化する障害への専門的な対応 〉

発達障害や高次脳機能障害など多様化する障害への専門的な対応が可能となるよう相談支援機関の機能を充実します。

#### 〈 地域における関係機関とのネットワークの構築等〉

障害者基幹相談支援センターが核となる区自立支援協議会を設置し、区内の事業者を始めとする関係機関とのネットワークの構築を図ります。

また、区自立支援協議会が抱える課題等を集約し、市の施策等に反映する仕組みづくりを検討します。

#### ② 様々な相談活動への支援の拡充

障害当事者による相談活動などの取り組みを支援するなど、障害者がより相談しやすい環境づくりを進めます。



#### 〈 障害当事者及び家族による相談活動等への支援 〉

当事者自身が相談に応じる相談活動、障害者・家族等の自助グループ、ボランティア団体等の諸活動などに対する育成、支援を実施し、より相談しやすい環境づくりを進めます。

#### 〈 消費者教育の実施 〉

知的障害者などが、悪質商法の被害にあわないよう消費者教育の実施に取り組みます。